

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年12月15日(木)
午後0時58分～午後1時21分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 大久保主計 副委員長 笹森 波
委員 菅原和子 委員 吉田 良
委員 山田龍太郎 委員 佐々木哲男
- 4 欠席委員 委員 丹野政喜
- 5 説明のため 健康福祉部長 小畑 和 弥
出席をした 健康福祉部次長兼 齋藤 正 光
者の職氏名 こども支援課長
健康福祉部企画員兼 今野 美 佐
こども支援課長補佐
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅 裕
主 査 工藤 旭 子
- 7 付議事件
(1) 議案第 98号 指定管理者の指定期間の延長について
(2) 議案第100号 指定管理者の指定について

午後0時58分 開 会

○委員長（大久保主計） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第98号 指定管理者の指定期間の延長についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 本会議でも質疑させていただきましたが、新施設の設置に伴って、令和5年10月1日から新施設ということでした。指定の団体は実績がある業者ということですが、建物が変わることで、契約をし直さなくてはならない規定などはあるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（齋藤正光） 新施設の指定管理の契約については改めて議案を6月定例会に提出予定ですが、古い施設と新しい施設で住所等も変更になりますし、県とも相談し違う契約内容と捉えるべきということなので、新契約とする予定です。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 運用上、従来の契約の規定の内容と異なることはあるのでしょうか。新施設に移行した後、変更が見込まれるものはあるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（齋藤正光） 新施設は公民館との合築となるので指定管理料の変更があると見込んでいます。支援員等の変更はありませんが維持管理の

部分での変更です。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 先日、現地調査に伺いまして、事業者が一生懸命に取り組まれている様子を拝見いたしました。新施設への移行に伴って通常業務と並行して引っ越し業務が入ってくると思いますが、そうすると単に指定期間の延長だけでよいのか。指定管理料の部分では配慮すべきことはあるのか、伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（齋藤正光） 今回はあくまでも現在の指定期間の延長ということで維持管理のみの部分です。引っ越し料については、新年度の予算で要求していく予定ですが、現在の指定管理の期間延長とは別個に考えています。

○委員長（大久保主計） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（小畑和弥） 合築ということで新たな展開の御指摘もありますが、本来の児童センターの指定管理としては原則変わりません。今後は公民館と併設ということなので、施設を活用した地域との連携など、活動の広がりについて事業者と相談していきたいと考えています。

○委員長（大久保主計） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 合築のメリットということで公民館、地域との交流がかなり重要だと思います。指定管理については年度ごとの契約だと思いますが、10月1日からということで、年度をまたいで期間を延長するということなのか伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（齋藤正光） 通常の指定管理の更新については5年間ですが、今回は期間を半年延長し、次回の指定管理の更新の際は4年半という期間で考えているところです。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第98号 指定管理者の指定期間の延長についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 先日、現地調査をさせていただき、その際に高校生の利用もあり福祉施設としても活用されているということでしたが、中高生の居場所づくりとして今後拡大する予定はあるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（齋藤正光） 現地調査でお越しいただいた那智が丘児童センターでは、かつて児童センターに登録していた児童が懐かしいということで高校生になっても利用しているということでした。今後は事業者からの御提案がありましたら、協定の中で中高生の利用についても相談していきたいと思えます。

○委員長（大久保主計） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 懐かしいから児童センターを引き続き訪れるということで、継続して指定管理の契約をすることは重要だと感じました。そういった地域のニーズとして子供の声を具体的に把握する等、今後の契約の中で検討はされたのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（齋藤正光） そういった検討は行っていないのですが、事業者の先生と相談しながら進めていきたいと思えます。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか、山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 今の質疑に関連しますが、児童とは18歳までを指すとのことです。そうすると、児童館に高校生が来ることもおかしくはないということで、昔、増田児童館に素行がよろしくない高校生が遊びに来ていたことがあり、なんとかできないかということがありました。普段幼い子供を見ている先生達が高校生を相手にできるのかということもありますし、高校生は自己責任で行動すべき部分もあります。この辺りをどのように整理するのか難しい部分もありますので、今後検討する際は、地域や利用者と十分に話し合いをしていく必要があります。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか、佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 各児童センターがその地域の特徴を出して、いろいろと取り組まれておりますが、現地調査で伺ったところでは楽農クラブや動物の教育ということで屋外活動が盛んでした。教育活動に力を入れすぎるあまりに土砂災害等の危険などが懸念されましたが、他の児童センターと格差が出ないように行政としてチェック等考えているところがあれば、お伺いします。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（齋藤正光） 現地調査が行われた児童センターの活動は、外遊びが好きな児童にとってはとても良い取組ですが、逆に本を読むことや屋内で遊ぶのが好きな児童にとっては負担になってしまいます。事業者に対しては、そういった児童へのフォローや、保護者への十分な説明をお願いしており、今後も円滑な児童センター運営にしていきたいと考えております。

○委員長（大久保主計） 佐々木哲男委員。

○委員（佐々木哲男） 課長の御答弁にもありましたが、児童それぞれに合った活動をするよう呼びかけていただいて、アンケートなどの取組も行っているということですので、今後もそのようにお願いしたいと思います。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第100号 指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第98号及び議案第100号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時21分 散 会

令和4年12月15日

民生教育常任委員会

委員長 大久保 主計